

○農林水産省令第二十五号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十四年五月十五日

農林水産大臣 波辺美智雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
第三十五条の三第一項第二号中「別表二の三の項」を「別表二の四の項及び五の項」に、「北緯二十八度四十分」を「北緯二十七度三十分」に改める。
第三十五条の四第一項中「別表二の一の項」を「別表二の三の項」に改める。

別表二を次のように改める。
別表二（第三十五条の二、第三十五条の三、第三十五条の四、第三十五条の五関係）

地 域	植 物	備考（まん延防止を必要とする有害動物）
一 北緯二十七度三十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。久米島を除く。）	トマト及びパイナップルの生果実	ウリミバエ ミカンコミバエ
二 北緯二十七度三十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。小笠原諸島を除く。）	うんしゅうみかん、けらじみかん、ボンカン、タンカン、すもも、ばんじろう及びくだものときいそうの生果実	ミカンコミバエ
三 北緯二十八度四十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。久米島を除く。）	とうが、すいか、かぼちゃ、ネトウモロコシ及びいんげんまめの生果実	ウリミバエ
四 北緯二十八度四十分以南、北緯二十七度三十分以北の南西諸島	トマト及びパイナップルの生果実	ウリミバエ
五 久米島、小笠原諸島	トマト及びパイナップルの生果実	ミカンコミバエ

別表四の一の項を次のように改める。

一 北緯二十七度三十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。小笠原諸島を除く。）	かんきつ類（うんしゅうみかん、けらじみかん、ボンカン及びタンカンを除く。）、わんびびわ、もも、さくら、いちじく、がじゆま、りゅうがん、れいし、ごんしん、きばんざくろ、アボカド、ランブータン、くろくち、びんろうじゆ、サントール、てりはぼく、もまたまな、かき属植物、なす属植物、はんの木属植物、マンゴウ属植物、なつめ属植物、とけいそう属植物（くだものときいそうを除く）、あかてつ属植物、ふともも属植物、はるなれいし属植物、ふくぎ属植物及びとうがらし属植物の生果実並びに成熟したバナナの生果実	ミカンコミバエ
---------------------------------------	---	---------

別表四の中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 北緯二十八度四十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。小笠原諸島を除く。）	さつまいも属植物、あさがお属植物及びびろがお属植物の生果実及び生塊根等の地下部	イモゾウムシ
---------------------------------------	---	--------

別表五中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、同表の一の項の有害動物の欄中「ミカンコミバエ」を削り、同項を同表の二の項とし、同表の二の項の前に次のように加える。

一 北緯二十七度三十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、小笠原諸島 ミカンコミバエ

附 則

この省令は、昭和五十四年五月十五日から施行する。

○通商産業省令第三十九号

繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）第四十二条の三第二項及び第五十四条の規定に基づき、並びに同法第三章（第四節を除く。）の規定を実施するため、繊維工業構造改善事業協会の財務および会計に関する省令等の一部を改正する省令を次のように制定する。
昭和五十四年五月十五日

通商産業大臣 江崎 真澄

繊維工業構造改善事業協会の財務および会計に関する省令等の一部を改正する省令（昭和四十二年通商産業省令第五十六号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 法第四十条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理
第二条第三項中「および第二号」を「第二号及び第三号」と、「第三号」を「第四号」に改める。
第十一条の二中「以下」を「以下この条において」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（人材育成基金の増設）
第十一条の三 法第四十二条の三第一項の人材育成基金は、毎事業年度、当該事業年度においてあらかじめ通商産業大臣の承認を受けて定める金額の範囲内において助成金の交付、人材育成事業の実施、指導及び助言並びに調査研究及びその成果の普及、（以下この条において「人材育成業務」という。）に要する費用に充てた金額を減じ、当該事業年度における運用収入のうち通商産業大臣の承認を受けて定める金額、人材育成業務に係る収入金額及び人材育成基金に係るその他の収入金額を加えることにより損益計算を行い、その損益計

算上生じた利益又は損失の額により、増加し、又は同項に規定する政府から出資された金額と政府以外の者から出えられた金額の合計額未満とならない限度で減少するものとする。
第十二条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 人材育成事業に必要な資金に充てるための助成金の交付、人材育成事業の実施、人材育成事業を行う者に対する指導及び助言並びに人材育成事業に関する調査研究及びその成果の普及に関する事項
（繊維工業構造改善事業協会に関する省令の一部改正）
第二条 繊維工業構造改善事業協会に関する省令（昭和四十二年通商産業省令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。
第三条中「理事」を「理事として任命しよとする者」に改める。
第四条中「評議員」を「評議員として任命しよとする者」に改める。
様式第一中「様式第1」を「様式第1（第2号）」に改める。
様式第二中「様式第2」を「様式第2（第3号）」に改める。
様式第三中「様式第3」を「様式第3（第4号）」に改める。
様式第四中「様式第4」を「様式第4（第5号）」に改める。
様式第五中「様式第5」を「様式第5（第6号）」に改める。
様式第六中「様式第6」を「様式第6（第7号）」に改める。
様式第七中「様式第7」を「様式第7（第8号）」に改める。
この省令は、公布の日から施行する。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。